

1 生活支援コーディネーターについて

(1)設置の目的

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいをもって在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図ることを目的とする。

(2)定義

上記の設置目的を達成するため、地域においてコーディネート機能（資源開発・ネットワーク機能等）を果たす者。

(3)設置の経緯

平成27年7月に公平かつ中立的な運営が可能で、生活支援等を業務とする社会福祉法人、特定非営利活動法人等の法人格を有する民間団体を対象に企画提案を公募し、審査を経て6区それぞれの法人に業務委託。平成27年10月から行政区域を担当する第1層コーディネーターを6人（行政区1人）、28年4月からは12人（行政区2人）を週3日勤務体制で配置。

(4)担当の圏域

第1層：行政区域

第2層：日常生活圏域（千葉市あんしんケアセンター圏域）。※平成30年度中に中央区内の5圏域に設置。

(5)業務内容

I【花見川区・稲毛区・若葉区・緑区・美浜区の第1層】

①次の（ア）～（ク）の業務

- （ア）地域の支えあい活動や集いの場の調査
- （イ）地域で必要とされるサービスの調査
- （ウ）ニーズに即したサービス提供団体の紹介
- （エ）地域と協働で課題解決に向けた検討
- （オ）住民同士の支えあい活動の立ち上げ支援
- （カ）ボランティアの育成
- （キ）サービス提供団体同士の連携作り
- （ク）地域課題解決に向けた関係者との打ち合わせ会議（2層協議体）

②生活支援サービス情報の見える化と公開

③区生活支援サービス充実に関する研究会に関する事

④広域での生活支援体制整備に向けた調査・調整

II【中央区の第1層】

①第2層生活支援コーディネーターへの支援（第2層業務の活動支援や総合調整、定例会の開催）

②生活支援サービス情報の見える化と公開

③区生活支援サービス充実に関する研究会に関する事

④広域での生活支援体制整備に向けた調査・調整

III【中央区の第2層】

・平成29年度まで第1層生活支援コーディネーターが担っていた業務をあんしんケアセンター圏域で展開する。

・主に上記I①（ア）～（ク）及び②（②については、担当圏域に限る）

2 協議体について

生活支援体制の整備にあたっては、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進するため、「情報の共有・連携強化の場」である協議体を設置することとされている。

協議体は、地域のニーズや必要な資源の把握、人材育成などについて、生活支援コーディネーターと一緒に考え、コーディネーターを組織的に補完する役割を持つ。

現状では、生活支援コーディネーターを補完する協議体として市域と区域で設置している。今後、第2層生活支援コーディネーターの設置に伴い、あんしんケアセンター圏域における協議の場が必要となるため、既存の会議体（地域ケア会議等）の活用を検討していく。

3 委託事業者

【第1層】

区域名	法人名	事務所住所	担当圏域
中央区	社会福祉法人煌徳会	中央区新千葉3-10-20	中央区内
花見川区	株式会社エイゼット	花見川区さつきが丘1-44-24	花見川区内
稲毛区	特定非営利活動法人VAICコミュニティケア研究所	稲毛区園生町1107-7	稲毛区内
若葉区	社会福祉法人千葉市社会福祉協議会	若葉区貝塚2-19-1	若葉区内
緑区	社会福祉法人千葉市社会福祉協議会	緑区鎌取町226-1	緑区内
美浜区	NPO法人たすけあいサポートアイアイ	美浜区磯辺1-9-18	美浜区内

【第2層】

圏域名	法人名	事務所住所	担当圏域
新千葉圏域	社会福祉法人煌徳会	中央区新千葉3-10-20	院内、春日、要町、汐見丘町、新千葉、椿森、道場北町、道場北、登戸、東千葉、弁天、松波、祐光
松ヶ丘圏域	社会福祉法人淑徳福祉会	中央区白旗2-18-12	赤井町、今井町、今井、鶉の森町、大森町、川崎町、白旗、蘇我町、蘇我、大巖寺町、川戸町、仁戸名町、花輪町、星久喜町、松ヶ丘町、南町、宮崎、宮崎町、若草
中央圏域	調整中		旭町、亀井町、亀岡町、栄町、新宿、新田町、新町、新明町、千葉港、中央、中央港、鶴沢町、出洲港、道場南、問屋町、東本町、富士見、本町、都町
千葉寺圏域			青葉町、市場町、稲荷町、亥鼻、葛城、寒川町、末広、千葉寺町、長洲、港町、矢作町
浜野圏域			社会福祉法人千葉県福祉援護会